安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です

労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。 労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して一





安全衛生 優良企業







倒きからい



安全衛生優良企業とは?

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。 この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。





厚生労働省労働基準局安全衛生部 都道府県労働局 (労働基準部健康安全主務課)



認定の基準の概要は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。

STEP 1

必要項目を 全て満たす

第 1 企業の状況として満たしていることが必要な項目

- 労働安全衛生法等の違反の状況
- ●労働災害発生状況
- ●その他優良企業としてふさわし くない事項

第2 企業の取組として満たしていることが 必要な項目

- ●安全衛生体制の状況
- ●安全衛生全般の取組

優良企業にふさ わしいかどうか 確認します

基本的な取組が できているか確 認します

STEP 2

主要な取組・対策ごとに6割以上、全体としては8割以上を取得する

第3 企業の積極的な取組を評価する項目

- ●安全衛生活動を推進するための 取組
- 健康で働きやすい職場環境の整備(健康保持増進対策、メンタル へルス対策、過重労働防止対策、 受動喫煙防止対策)
- ●安全でリスクの少ない職場環境 の整備

積極的な活動を 評価します



安全衛生優良企業公表制度の背景



誰もが安心して 健康に働くこと ができる会社で あることをPR したい。 労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことでありながら、積極的に取り組む企業の認知度が高いとは言えませんでした。そのため、この制度は、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうこと、そして積極的な取組を進める企業を応援することを目的として作られました。

社員に健康に働いてもらうための企業独自の取組も、評価してもらいたい。



企業

企業



申請の方法は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



厚生労働省のHPで 自己診断





自己診断で 一定基準を 満たす 🗹 安全衛生マニュアル

☑ 就業規則

₩00000000

本社管轄労働局への 申請書類の作成

申請



厚生労働省のHPに 企業名公表

認定



(認定通知書イメージ)





書類審査、ヒアリング調査の実施

申請Q&A

Q どんな企業が申請できるのですか?

A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、ど んな業種でも申請いただけます。

Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか?

▲ 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全て の事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を 達成していることが必要です。

Q 認定期間は何年ですか?

▲ 3年間です。3年経過した後は、再度 申請が必要になります。

Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうか の判断はどのように行ったらよいですか?

▲ ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていなければ項目を満たしていない、というものではありません。

Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか?

▲ 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定 基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納してい ただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご 相談ください。



優良企業に認定されると、厚生労働省のホームページで企業名が公表されます。 また、安全衛生優良企業マークが名刺や商品などに使用でき、さまざまな場所で PR することができます。それによって、以下のような効果が生まれます。



安全衛生優良企業についての情報は、ホームページをご覧ください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan index.html





お問い合わせは



都道府県労働局労働基準部健康安全主務課へ

受付時間 8時30分から17時15分まで(土曜日・祝日・休日・年末年始を除く)

働く人の安全と健康こそ企業の業績

認定制度を活用しましょう!